

企業庁新経営戦略プランの改定に当たっての論点整理

平成 22 年 7 月 13 日

企 業 庁

項 目

1. 改定プランについて

論点 1 改定プランの狙いは何か。また、構成はどうなるのか。

論点 2 収束の基本的考え方はどうか。

2. 現行プランについて

論点 3 現行プランの評価はどうするのか。

3. 土地分譲収入について

論点 4 土地処分の促進方策はあるのか。

論点 5 分譲収入が見通しどおりにいかなかった場合、何らかの財源対策は考えているのか。

4. 基盤整備について

論点 6 平成 24 年度までに、基盤整備についてどのように取り組むのか。

5. 公共施設の引継ぎについて

論点 7 公共施設の引継ぎには、どう取り組むのか。

6. 清算会計について

論点 8 清算会計はどのようなものか。

7. 後継組織について

論点 9 後継組織は、どうなるのか。

8. 収支見通し等について

論点 10 土地造成整備事業の収支見通しの考え方はどうか。

論点 11 工業用水道事業の収支見通しはどうか。

論点 12 資産等の評価はどのように行うのか。また、貸借対照表は作成するのか。

論点 13 平成 25 年度以降に見込まれる各種負担金の取扱いはどうなるのか。

9. その他

論点 14 プランの進行管理はどうするのか。

論点 15 土地造成整備事業の収束後、工業用水道事業はどうなるのか。

企業庁新経営戦略プランの改定に当たっての論点整理

1. 改定プランについて

論点 1 改定プランの狙いは何か。また、構成はどうなるのか。

方向性

- ・ 平成 24 年度末までに事業の大宗を確実に完了させるため、庁内一丸となって取り組み、関係機関への周知を深め、更なる事業の加速を図っていく。
- ・ 清算会計という仕組みを導入することで、十分な清算期間が設けられ、責任ある収束が達成できる。
- ・ 行革計画で示した 3 つの方向性（1 事業の概成、2 債権・債務の確定、3 清算会計）をプランの基本方針に位置付け、全体構成を組み立てている。

論点 2 収束の基本的考え方はどうか。

方向性

- ・ 事業収束とは、基盤整備等の概成、公共施設の市町村等への引継ぎ、将来的な債権・債務の処理方針の確定などを行うことにより、事業に一定の区切りを付けることである。
- ・ 平成 24 年度末の土地造成整備事業の収束まで、残すところ 3 年を切っており、まさに待ったなしの状況となっている。収束に向けて、改定するプランに基づき、企業庁としての責任をしっかりと果たしつつ、事業の概成、土地処分及び公共施設の引継ぎの促進などに取り組んでいく。
- ・ プランにおいては、平成 24 年度末の収束までの取組を記載しているが、その後、概ね 3 年程度の清算期間を経て、後継組織に引き継ぐこととしている。

2. 現行プランについて

論点3 現行プランの評価はどうするのか。

方向性

改定する新経営戦略プランの中に、現行プランの評価を掲載する。土地分譲収入、公共施設の引継ぎ、組織、人員等について、進捗状況等を評価する。

3. 土地分譲収入について

論点4 土地処分の促進方策はあるのか。

方向性

分譲収入については、景気の低迷により、平成21年度の収入が大きく落ちこんだことから、企業庁全体で分譲方策を検討しており、購入しやすい分譲策の見直し、各種広報媒体の効果的な活用、保有土地の魅力のアピールなどにより、分譲の促進に取り組んでいく。

論点5 分譲収入が見通しどおりにいかなかった場合、何らかの財源対策は考えているのか。

方向性

事業収束を控え、一層の分譲促進に努めたいと考えているが、一方で投資的経費の見直しなどの経費節減を図り、保有資金の確保に努めたいと考えている。

仮に分譲状況が思わしくない場合には、予定している基盤整備に、さらには事業収束に支障が生じないように、更なる財源対策の検討をしていきたい。

4．基盤整備について

論点 6 平成 24 年度までに、基盤整備についてどのように取り組むのか。

方向性

- ・平成 24 年度末までに事業を概成させるため、個別の事業スケジュールを着実に実行していくとともに、最終期限を明確に認識し、積極的、集中的に事業を推進していく。
- ・一方、特殊要因により平成 24 年度末までに事業が概成しない地区である、千葉ニュータウンについては平成 25 年度完了に向けた調整・協議を推進し、成田国際物流複合基地については極力早期に整備を促進していく。

5．公共施設の引継ぎについて

論点 7 公共施設の引継ぎには、どう取り組むのか。

方向性

- ・公共施設の引継ぎについては、平成 24 年度末の事業収束に向け、これまで以上に精力的に交渉を推し進め、県関係部局の支援や助言を得ながら、最終管理者への早期引継ぎに努める。
- ・市との協議において公共施設の引継ぎなどで複数の課題がある場合には、包括的協議の場を設定し、トータルで結論に導いていく。

6．清算会計について

論点 8 清算会計はどのようなものか。

方向性

清算会計は、土地造成整備事業会計から移管された土地等の管理・処分を行い、資産の現金化を進めるとともに、引き継いだ負債の処理

を行い、債権・債務の整理を行う会計である。

なお、清算会計の詳細については、今後、更に検討を進めていく。

7. 後継組織について

論点 9 後継組織は、どうなるのか。

方向性

後継組織については、資産・債務の状況や県施策動向等を踏まえ、県全体として、最もふさわしい適切な組織のあり方等について、検討をしていく。

8. 収支見通し等について

論点 10 土地造成整備事業の収支見通しの考え方はどうか。

方向性

土地分譲収入については、平成20年秋以降の景気低迷の影響を受けて減少しており、今後も大きな収入が見込めないことから、確実に処分が見込める土地について収入を計上する。

一方、支出については、平成24年度末の事業概成のための基盤整備や、公共施設の引継に必要な費用を計上する。

その上で、平成24年度の収束までの間、そしてその後の清算期間において、収支のバランスが保たれ、ある程度の保有資金を確保しながら事業を進めることができるよう、収支見通しを作成中である。

論点 11 工業用水道事業の収支見通しはどうか。

方向性

料金収入は、横ばいで推移していく一方、各種取組により維持管理費等の費用が減少するため、収支差はプラス基調で推移する見込みで

ある。

論点 1 2 資産等の評価はどのように行うのか。また、貸借対照表は作成するのか。

方向性

プランの中で、土地の評価については、時価評価を行う。

また、将来の収支見通し等の中で、バランスシートに相当するものを作成する。これにより、現有資産等がどのような形で後継組織に引き継がれるか、明確になるものと考えている。

論点 1 3 平成 2 5 年度以降に見込まれる各種負担金の取扱いはどうなるのか。

方向性

金額が完全に確定していない各種負担金等の将来債務については、その金額や処理方法などについて必要な協議を行い、平成 2 4 年度末までに合理的な解決を図っていく。

9 . その他

論点 1 4 プランの進行管理はどうするのか。

方向性

収支見通しや事業スケジュールの結果を、毎年度公表・評価することにより、プランの進行管理を行うとともに、県民や市町村に対する情報公開と説明責任を果たしていく。

論点 1 5 土地造成整備事業の収束後、工業用水道事業はどうなるのか。

方向性

工業用水道事業については、平成25年度以降も現状のまま継続されるが、土地造成整備事業会計の収束後、どのような組織になるかなどについては、今後、検討をしていく。